

加入者・事業主
の皆さまへ

協会けんぽ北海道支部 からのお知らせ

職場の皆さままで回覧
をお願いします。

令和6年

10月号



協会けんぽの生活習慣病予防健診 をご利用ください

事業者は、労働安全衛生法に基づき、労働者に対して、医師による健康診断（定期健康診断）を実施しなければならぬとされています。

協会けんぽでは、年度内お一人様1回に限り健診費用の一部を補助する健診として「生活習慣病予防健診」をご用意しています。「生活習慣病予防健診」は定期健康診断に代えていただくことができますので、従業員の皆様の健康保持・増進のためにも利用をご検討ください。

健診機関にお電話等で直接予約するだけ

生活習慣病予防健診（一般健診）の

特徴

対象

35歳～74歳の
被保険者
（ご本人）の方

検査内容

定期健康診断
＋
がん検診等を含む
充実の内容！

費用

総額 約19,000円のところ
自己負担額
（最高） **5,282円**

約7割を補助します！

※健診機関によって自己負担額は異なります。

さらに、年齢に応じて
より詳細な付加健診等
の費用補助もあります。

付加
健診

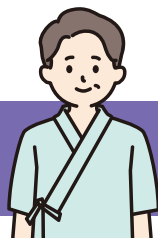
40歳・45歳・50歳・55歳・
60歳・65歳・70歳

自己負担額
（最高） **2,689円**

協会けんぽ北海道 生活習慣病予防健診機関

検索

健診機関の
検索はこちら



受診日当日は、健康保険証等※、健診費用、健診機関から送付された問診票、
検査キット等をご持参ください。

※右の①～③のいずれか
をご持参ください。

令和6年12月2日以降は
上記に加えて右の④、⑤
もお使いいただけます。

- ① マイナ保険証（オンライン資格確認が可能な健診機関のみ）
- ② 健康保険証（有効期間は最大で令和7年12月1日まで）
- ③ マイナポータルの資格情報画面
- ④ 資格確認書
- ⑤ マイナンバーカード＋資格情報のお知らせ



年金事務所への申請用紙設置廃止のお知らせ

協会けんぽ北海道支部では、協会けんぽ事業に関する申請用紙を年金事務所に設置しておりましたが、令和6年12月末をもって、申請用紙の設置を廃止することになりました。

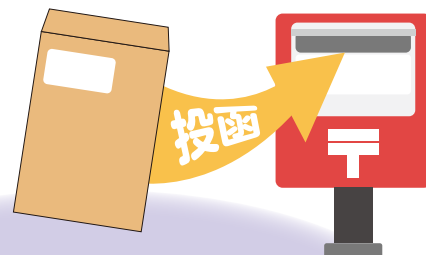
ご利用いただいていた加入者の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。



協会けんぽ 申請書ダウンロード

検索

← 申請書のダウンロードはこちら



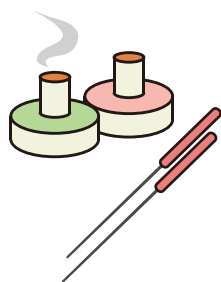
全ての申請は郵送でお手続き可能です。
支部窓口でのお手続きは、時期により
大変混雑することがありますので、
郵送による申請をお願いいたします。

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合は健康保険の対象になります。健康保険の対象とならない場合は全額自己負担となります。

健康保険の対象となる場合の要件

はり・きゅう



以下の①②の両方の要件を満たす必要があります。

① 対象となる傷病であること

●神経痛 ●リウマチ ●頸腕症候群 ●五十肩 ●腰痛症 ●頸椎捻挫後遺症
神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

② 医師が施術に同意していること

医師による適当な治療手段がなく（医療機関において治療を行った結果、治療の効果が現れなかった場合等）、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意が必要です。



注意

はり・きゅうの施術を受けながら、並行して医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合、はり・きゅうの施術は健康保険の対象とはなりません。

あん摩・マッサージ



● 医師が施術に同意していること

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限りです。

疲労回復や慰労目的、
疾病予防のマッサージ

健康保険の
対象外です



施術を受けるときの 注意点

1 定期的に医師の同意が必要です

▶▶ 継続して施術を受けるには、6か月ごとに文書による同意が必要です。

2 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ずご自身で記入してください！

▶▶ 「療養費支給申請書」は、施術を受けた方が施術費用の一部を協会けんぽに請求し支払いを受けるために必要な書類です。

3 領収書は必ず保管しましょう

▶▶ 領収書は医療費控除を受ける際に必要となります。

